

事業報告書

第71期 （令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで）

秋田県信用保証協会

目 次

1. 業 務 報 告 書	1 頁
2. 収 支 計 算 書	3 6 頁
3. 貸 借 対 照 表	3 7 頁
4. 財 産 目 録	3 8 頁

1. 業務報告書

(1) 事業概況

事業方針

当協会では、平成30年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成に向け、後期3年間（令和3年度～令和5年度）の中期事業計画において重点的に取り組むテーマとして、次の4つを定めた。

- (1) 力強い金融支援
- (2) 適正保証の推進
- (3) 経営改善や事業再生等の促進
- (4) 関係機関との連携強化・協働

中期事業計画の初年度となる令和3年度においては、これらの重点事項に対応する次の4つの項目に注力しながら業務運営に努めることとした。

- ① 力強い金融支援の実施
- ② 適正保証の推進
- ③ 新型コロナウイルス感染症による経営課題を抱える企業へのフォローアップの実施
- ④ 創業者、事業承継を模索する企業、返済条件緩和企業等への効果的な経営支援の実施

(保証業務)

新型コロナの影響長期化により事業活動に著しく支障をきたしている中小企業・小規模事業者に対して、引き続き国・県・市町村の施策に呼応し、金融機関等と連携しながら積極的に資金繰り支援を行った。

(期中管理及び経営支援業務)

新型コロナの影響拡大により、業績低迷など経営課題を抱える企業に対し、課題解決に向けた経営支援や追加の金融支援、返済条件緩和などの対策をタイムリーに実施するためモニタリングを強化した。

また、創業者をサポートするため金融・経営相談窓口を開設するとともに、フォローアップ訪問を実施し、必要に応じ資金繰り支援や専門家派遣による販路拡大などの経営支援につなげた。

(回収業務)

期中管理部門と求償権管理部門の連携により、要代位弁済先の調査および管理を強化するとともに、担保処分促進、一部弁済による保証人免除を伴う不定期回収の促進等を実施し、回収の最大化に努めた。

(その他)

コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を土台としつつ、金融支援・経営支援等を効果的に進めるため各種研修会に職員を参加させ、個々の能力向上に努めるなど、高い専門性とスキルを持った職員の育成に取り組んだ。

また、業務効率を高めるためデジタル化を進め、事前案件協議書の伝送化や決算書類の電子保存を実施した。

経済情勢

令和3年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）の影響長期化により厳しい状況が続いたものの、国や自治体による経済対策等に支えられ、個人消費や生産活動、製造業を中心とした設備投資など全体として緩やかな持ち直しがみられた。

また、県内の企業倒産においても、新型コロナ対策に係る中小企業向け資金繰り支援などの効果もあり、東京商工リサーチの令和3年度の「秋田県企業倒産状況」では、件数27件（前年度30件）、負債総額67億円（前年度29億94百万円）となっており、倒産件数は1971年（昭和46年）からの集計史上過去最少で、負債総額においても過去9番目に少ない金額となった。

しかしながら、新型コロナの再拡大、原油高・資材高騰に加え、ロシアのウクライナ侵攻による食料品・金属など各分野への影響の広がり等も懸念されており、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いている。

業 績

このような経済情勢の中で、令和3年度の事業概況は次のとおりであった。

1) 保証承諾及び保証債務残高の状況

保証承諾は、6,369件、867億27百万円で、前年度に比べ件数で13,622件(△68.1%)、金額では1,948億35百万円(△69.2%)と大幅に減少した。

また、保証残高は、31,656件、3,508億89百万円となり、前年度に比べ件数で91件(△0.3%)減少したが、金額では153億90百万円(4.6%)増加した。

なお、重要課題として取り組んでいる「保証利用企業者数の確保」については、15,111企業と前年度に比べ72企業減少した。

2) 延滞保証債務残高および代位弁済の状況

期末所定期限経過保証債務残高(期限経過90日超)は、1件5百万円となった。(前年度2件6百万円)

また、代位弁済(元利)は、190件、18億21百万円となり、前年度に比べ33件(21.0%)、金額では6億62百万円(57.2%)増加した。

期末の代位弁済請求残高は、18件1億99百万円となり、前年度に比べ件数で13件(260.0%)、金額では1億68百万円(551.5%)増加した。

なお、保証債務平均残高に対する代位弁済率は、0.54%となり、前年度に比べ0.13ポイント上昇した。

3) 求償権回収の状況

求償権元本の回収額は、68件7億45百万円となり、前年度に比べ件数で1件(1.5%)、金額で43百万円(6.1%)増加した。

また、損害金回収については58百万円で、前年度に比べ16百万円(38.3%)増加した。

この結果、元本・損害金の回収総額は、8億3百万円となり、前年度に比べ59百万円(7.9%)の増加となった。

事業の展望

当協会では、平成30年4月に策定した6年間の長期経営計画において、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、この達成のため、後期3年間の中期事業計画において重点的に取り組むテーマとして次の4つを定めた。

- 力強い金融支援
- 適正保証の推進
- 経営改善や事業再生等の促進
- 関係機関との連携強化・協働

中期事業計画の2年目となる令和4年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、新型コロナの影響を受けている中小企業への金融支援はもとより、創業支援強化による開業率の改善、事業承継や事業再生支援の促進にも努め、多くの企業に対し実効性の高い経営支援が実施できるよう全力で取り組む。

また、これらの金融支援、経営支援をより効果的に行うため、引き続き県・市町村、金融機関、支援機関等との連携を重視しながら、金融仲介機能の発揮に努めるとともに、職員研修をより一層充実させるなど、各自のスキルアップにも取り組む。

さらに、令和3年8月に行ったSDGs宣言に基づき、地域や社会への貢献にも引き続き真摯に取り組んでいく。

令和4年度の重点的な取組

- 県内中小企業の事業維持発展に向けた力強い金融支援の実施
- 適正保証の推進
- 経営課題を抱える企業へのモニタリング・フォローアップの実施
- 効果的な経営支援の実施

令和4年度 事業計画主要数値

保証承諾	500億円
保証残高	3,300億円
保証債務平均残高	3,409億円
代位弁済	45億円
求償権回収	5.5億円

(2) 庶務事項

年 月 日	記 事
令和3年 4月 1日	○ 人事異動実施 ○ 理事および監事の任命 理事就任 船木富三弥 監事就任 田中一博
	○ 第1回理事会（書面） 議案第1号 役員の常勤について 議案第2号 常勤役員の報酬について
4月 8日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－96） 保証の金額の最高限度に関する事項
	○ 第1回コンプライアンス委員会
4月 9日	○ 令和3年度経営計画書主務省等提出
4月 21日	○ 第1回ハラスメント統括部署会議
4月 22日	○ 令和2年度決算速報主務省等提出
4月 23日	○ 理事退任 猿田和三
4月 24日	○ 理事就任 佐藤徹
5月 11日	○ 令和2年度決算監査会、第1回監事会
5月 24日	○ 第2回理事会 議案第1号 令和2年度事業報告及び決算承認について
5月 25日	○ 資産総額変更登記（資産の総額 22,690,992,069円）
5月 26日	○ 理事退任 村岡淑郎
5月 27日	○ 理事就任 大森三四郎
5月 26日	○ 令和2年度事業報告書主務省等提出
6月 25日	○ 関連会社（保証協会債権回収株式会社、保証協会コンピュータサービス株式会社）の状況報告主務省等提出
6月 30日	○ 理事（会長）退任 関根浩一
7月 1日	○ 理事就任 堀井啓一 ○ 第3回理事会 議案第1号 会長の互選について 議案第2号 会長の常勤について 議案第3号 会長の報酬について
7月 5日	○ 外部評価委員会
8月 3日	○ 第2回監事会
8月 19日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－941） 保証の金額の最高限度に関する事項
	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政－947） 保証の金額の最高限度に関する事項
10月 28日	○ 第2回ハラスメント統括部署会議
11月 4日	○ 第3回監事会
12月 23日	○ 第2回コンプライアンス委員会

年 月 日	記 事
令和4年 2月 1日	○ 第4回監事会
3月 9日	○ 第3回コンプライアンス委員会
3月 22日	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-2610）
	保証の金額の最高限度に関する事項
	○ 業務方法書の一部変更認可（指令産政-2611）
	業務の執行及び会計に関する事項
3月 23日	○ 第4回理事会
	議案第1号 令和4年度経営計画（案）について
	議案第2号 令和4年度収支予算（案）について
3月 25日	○ 第3回ハラスメント統括部署会議
3月 31日	○ 理事退任 杉山明生

(3) 役 職 員

イ 役職員数

理 事	監 事	職 員	計
15 (11)	3 (2)	56	74 (13)

(注) ()内は非常勤の理事、監事数を表す。

ロ 役 員

役 職 名	氏 名	現 職 理 事 就 任 月 日	備 考
会 長 理 事	堀 井 啓 一	理事 平成 3年 7月 1日 会長 平成 3年 7月 1日	常 勤
副 会 長 理 事	三 浦 廣 巳	理事 平成 25年 11月 26日 副会長 平成 25年 11月 26日	非常勤 県商工会議所連合会会長
常 務 理 事	杉 山 明 生	理事 令和 2年 4月 1日 常務 令和 2年 4月 1日	常 勤
理 事	伊 藤 登 志 雄	平成 28年 4月 1日	常 勤
理 事	船 木 富 三 弥	令和 3年 4月 1日	常 勤
理 事	新 谷 明 弘	令和 2年 4月 1日	非常勤 秋田銀行頭取
理 事	池 田 秀	令和 2年 6月 19日	非常勤 県信用金庫協会会長
理 事	伊 藤 新	平成 31年 4月 1日	非常勤 北都銀行頭取
理 事	大 森 三 四 郎	令和 3年 5月 27日	非常勤 県商工会連合会会長
理 事	北 林 貞 男	平成 21年 6月 23日	非常勤 県信用組合理事長
理 事	佐々木 哲 男	平成 27年 2月 17日	非常勤 県町村会会長
理 事	佐 藤 徹	令和 3年 4月 24日	非常勤 県産業労働部長
理 事	清 水 剛	令和 2年 10月 1日	非常勤 商工組合中央金庫秋田支店長
理 事	藤 澤 正 義	平成 26年 6月 11日	非常勤 県中小企業団体中央会会長
理 事	穂 積 志	平成 21年 5月 15日	非常勤 県市長会会長
監 事	田 中 一 博	令和 3年 4月 1日	常 勤
監 事	長谷部 弘 輝	平成 18年 10月 1日	非常勤 税理士
監 事	赤 坂 薫	平成 26年 10月 1日	非常勤 弁護士

(4) 事務所

名 称	開 設 年 月 日	所 在 地	備 考
秋田県信用保証協会	昭和26年 8月 1日	秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)	土地 844.69 m ² 建物 1,594 m ²
大 館 支 所	昭和28年 4月 27日	大館市字三の丸 90 番地	土地 349.28 m ² 建物 215.35 m ²
能 代 支 所	昭和38年 2月 1日	能代市上町 6 番 28 号	土地 223.14 m ² 建物 191.47 m ²
本 荘 支 所	昭和40年 7月 1日	由利本荘市肴町 66 番地 4	土地 347.39 m ² 建物 177.39 m ²
大 曲 支 所	昭和30年 8月 1日	大仙市大曲浜町 2 番 2 号	土地 674.04 m ² 建物 274.62 m ²
横手・湯沢支所	平成 15 年 4 月 1 日	横手市神明町 2 番 27 号	賃借 土地 669.29 m ² 建物 195.76 m ²

(5) 基本財産

イ 基本財産

(単位：千円)

期別 区分	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基金	10,847,937	0	0	10,847,937
基金準備金	7,051,658	588,553 (0)	0	7,640,211
計	17,899,595	588,553	0	18,488,147

(注) 基金準備金の当期中増加欄の()には、収支差額変動準備金からの振替額を内数で記載。

ロ 出えん金(累計)

(単位：千円)

期別 出えん者別	前期末	当期中増加額	当期末
地方公共団体			
都道府県	8,748,982	0	8,748,982
市町村	1,212,792	0	1,212,792
計	9,961,774	0	9,961,774
金融機関			
都市銀行	1,408	0	1,408
地方銀行	21,177	0	21,177
第二地方銀行協会加盟行	660	0	660
信託銀行	0	0	0
長期信用銀行	0	0	0
信用金庫	2,709	0	2,709
信用協同組合	646	0	646
農業協同組合	0	0	0
商工組合中央金庫	1,487	0	1,487
農林中央金庫	0	0	0
生命保険会社	0	0	0
損害保険会社	0	0	0
その他金融機関	0	0	0
計	28,086	0	28,086
その他			
業者・業者団体	7,414	0	7,414
合計	9,997,274	0	9,997,274

※上記出えん金(累計)には、過去に金融安定化特別基金(中小企業金融安定化特別保証制度の実施に伴い創設された基金。平成21年度末をもって廃止。)を造成するために出えんされた額1,880,000千円を含む。

ハ 金融機関等負担金（累計）

（単位：千円）

期別 負担者別	前 期 末	当 期 中 増 加 額	当 期 末
金 融 機 関			
都 市 銀 行	31,255		31,255
地 方 銀 行	2,117,473	0	2,117,473
第二地方銀行協会加盟行	61,336	0	61,336
信 託 銀 行	0	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0	0
信 用 金 庫	303,086	0	303,086
信 用 協 同 組 合	104,548	0	104,548
農 業 協 同 組 合	680	0	680
商工組合中央金庫	78,756	0	78,756
農 林 中 央 金 庫	50	0	50
生 命 保 険 会 社	5,755	0	5,755
損 害 保 険 会 社	19,458	0	19,458
そ の 他 金 融 機 関	0	0	0
計	2,722,397	0	2,722,397
そ の 他			
業 者 ・ 業 者 団 体	8,266	0	8,266
合 計	2,730,663	0	2,730,663

※業者・業者団体のなかには（財）日本共同証券財団からの助成金の拠出（5,696千円）が含まれている。

(6) 業務内容

イ 保証の種類

種類 (制度名)	対象	資金使途	
普通保証	県内で事業を営む中小企業者	運転・設備	
災害	激甚災害復旧融資保証制度	激甚災害の指定を受けた地域の罹災中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 中小企業災害復旧資金	災害によって事務所等が罹災した中小企業者	運転・設備
経	経営安定関連融資保証制度	保険法に基づく経営安定関連の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金融資保証制度 ①経営安定資金受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
営	" ②経営安定資金連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	" ③借換枠 (一般)	中小企業振興資金災害復旧資金、セーフティネット資金緊急経済対策枠の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
安	" ④新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
	秋田県セーフティネット保証制度 ①経営安定資金受注減型	売上の減少等、業況悪化につき商工会等の認定を受けた中小企業	運転・設備
定	" ②経営安定資金連倒型	倒産企業に対して売掛債権等を50万円以上有するもの	運転・設備
	" ③経営安定資金金融破綻型	破綻金融機関等と取引のあるもの	運転・設備
関	" ④借換枠 (一般)	中小企業振興資金災害復旧資金またはセーフティネット資金緊急経済対策枠の残高があり、適切な事業計画を有している中小企業者	運転・設備
	" ⑤新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
連	秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金危機対策特別枠保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
連	伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小授業者	運転・設備
	秋田県伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営行動に係る計画を策定した中小授業者	運転・設備
連	秋田市中小企業振興資金保証制度 緊急経営支援資金	倒産事業者との取引が全取引額の20%以上ある等で経営に支障が生じている中小企業	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、新型コロナウイルスの影響を受け、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者	運転・設備
公害防止	公害防止融資保証制度	公害防止保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
危機関連	危機関連保証	危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田県危機関連融資保証制度	県内で事業を営むもので、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	秋田市危機関連融資保証制度	市税を完納している者で1年以上秋田市内に住所及び事業所を有し、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、危機関連保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
海外投資	海外投資関係資金融資保証制度	海外投資関係保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
事業転換	秋田県新事業展開資金融資保証制度 事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業等	運転・設備
	秋田県セーフティネット新事業支援保証制度 事業革新資金	中小企業等経営強化法の要件を具備する等で商工会等から認定を受けた中小企業者等	運転・設備
体質強化	経営力強化保証制度	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金融資保証制度 経営力強化枠	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県経営安定資金融資保証制度 借換枠 (経営力強化)	中小企業振興資金災害復旧資金またはセーフティネット資金緊急経済対策枠の残高があり、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考
		割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金	
				保証料			保険料	
280,000 組合 480,000	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.88	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 原則不要 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000 (②と合算)	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (最大0.30%)	
80,000 (①と合算)	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (最大0.30%)	
280,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
80,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (最大0.40%)	
80,000 (②と合算)	10年	0.88	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000 (①と合算)	10年	0.88	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (0.50%超の部分)	
50,000	10年	0.88	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
280,000	10年	0.88	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
60,000	10年	1.05~0.85	なし	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			国	
60,000	10年	0.76	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	県	
60,000	10年 一括返済の場合	2.10~0.45	なし	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			連合会	
40,000	10年 一括返済の場合	2.10~0.45	なし	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			連合会	
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
10,000~20,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	大館市ほか 5制度
50,000 組合 100,000	7年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担 保: 原則必要 保証人: 原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.80	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
80,000	10年	0.70	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
30,000	10年	0.80	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	
10,000~20,000	10年	0.80	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			市	由利本荘市ほか 5制度
200,000 組合 400,000	10年	1.23 又は1.07	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			県	
200,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ		県	一部県 (0.60%超の部分)	
200,000	10年	0.88	あり (1)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (0.70%超の部分)	
280,000	運転 5年 設備 7年	2.00~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ				
200,000	運転 5年 設備 7年	1.75~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
280,000	10年	2.00~0.45	あり (1)(2)	担 保: 必要に応じ 保証人: 原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.40%)	

種 類 (制 度 名)	対 象	資金使途		
体質強化	秋田県経営安定資金融資保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの 再生支援協議会から推薦を受けたもの	運転・設備	
	秋田県セーフティネット保証制度 特別改善枠	商工会議所、商工会連合会等から推薦を受けたもの 再生支援協議会から推薦を受けたもの	運転・設備	
	新事業開拓	新事業開拓資金融資保証制度 新事業開拓保証	新事業開拓保険の要件を具備する中小企業者	運転・設備
		” 特定新技術事業活動関連保証	中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
” 経営革新関連保証		中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
” 経営力向上関連保証		中小企業等経営強化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
エネルギー	エネルギー対策保証制度	エネルギー対策保険の要件を具備する中小企業者	設備	
	秋田県再生可能エネルギー関連融資保証制度 再生可能エネルギー設備資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者	設備	
	” 再生可能エネルギー導入支援資金	再生可能エネルギーに係る発電設備を設置し、主として発電事業を行う中小企業者	運転・設備	
企業連携	秋田県中小企業連携支援融資保証制度	異なる二者以上の中小企業者等が連携して商品開発等を行うなど、一定の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
当座貸越	当座貸越（貸付専用型）根保証制度	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
カードローン	事業者カードローン当座貸越根保証制度	業歴3年以上、与信取引6ヶ月以上、CRDスコアリングが基準以上等の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
	小規模企業者カードローン当座貸越根保証制度	業歴1年以上、従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)、最近2年間の決算で一定の要件を具備する小規模業者	運転・設備	
労働力確保	労働力確保関連保証制度	労働力確保法の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
小売商業	中小小売商業関連保証制度 中小小売商業関連保証	中小小売商業振興法の要件を具備する中小企業者	設備	
	” 商店街整備等支援関連保証	中小小売商業者の近代化を支援する公益法人	設備	
	中堅企業	中堅企業特別保証制度	破綻金融機関等と取引のある中堅企業	運転・設備
創業	創業関連保証制度 ①創業関連保証	産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備	
	” ②再挑戦支援保証	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備	
	” ③創業等関連保証	中小企業等経営強化法に定める創業者または新規中小企業者	運転・設備	
	連携創業支援等関連保証制度	産業競争力強化法に定める認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人等	運転・設備	
	秋田県創業支援資金融資保証制度 ①創業支援資金	県内で新たに事業をおこなおうとするもの	運転・設備	
	” ②創業支援資金女性・若者支援枠	県内で新たに事業をおこなおうとするもので、女性及び35歳未満のもの	運転・設備	
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新分野進出資金	秋田市で新たに分社化しようとする中小企業者	設備	
	秋田市無担保無保証人保証制度	秋田市を主たる事業所とする創業5年未満の小規模事業者	運転・設備	
	市町村中小企業創業資金保証制度	各市町村で事業を行うもので、産業競争力強化法に定める創業者	運転・設備	
	流動資産	流動資産担保融資保証制度	在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備
秋田県中小企業振興資金保証制度 流動資産担保資金		在庫、売掛債権等の流動資産を担保として活用する中小企業者	運転・設備	
事業再生		特定中小企業再生支援関連保証制度	産業競争力強化法に基づき、経済産業大臣から認定支援機関とされた商工会等	運転・設備
	事業再生保証制度	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転・設備	
	事業再生円滑化関連保証	特定認証紛争解決事業者、中小企業再生支援協議会等の関与する私的整理手続中の中小企業者	運転・設備	

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考
		割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金	
保証料	保険料							
50,000	12年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ		県	一部県 (最大0.30%)	
80,000			(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
50,000	12年	0.88	あり	担 保：必要に応じ				
80,000			(1)	保証人：原則法人代表者のみ				
200,000 組合	15年	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
400,000			(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
300,000 組合	5年	1.44~1.07	あり	担 保：必要に応じ				
600,000	7年		(1)(2)	保証人：必要に応じ				
300,000 組合	5年	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
600,000	7年		(1)(2)	保証人：必要に応じ				
300,000 組合	5年	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
600,000	7年		(1)(2)	保証人：必要に応じ				
200,000 組合	10年	1.23 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
400,000			(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
200,000	15年	1.07	あり	担 保：必要に応じ		県		
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
280,000	15年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ		県	一部県 (最大0.30%)	
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
50,000	10年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ		県	一部県 (0.60%超の部分)	
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
280,000	2年	1.62~0.39	あり	担 保：5千万円超原則必要				
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
20,000	2年	1.62~0.39	あり	担 保：原則不要				
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
3,000	2年	1.62~0.39	あり	担 保：原則不要				
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
280,000 組合	10年	0.99 又は0.76	あり	担 保：必要に応じ				
480,000			(1)	保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合	10年	0.99 又は0.76	あり	担 保：必要に応じ				
480,000			(1)	保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.34 又は1.07	あり	担 保：必要に応じ				
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
500,000	5年	無担保 0.65	なし	担 保：1億超要				
	7年	有担保 0.75		保証人：原則法人代表者のみ				
35,000 (②と合算)	10年	0.88	あり	担 保：不要				
	(1)	保証人：法人代表者のみ						
35,000 (①と合算)	10年	0.88	あり	担 保：不要				
	(1)	保証人：法人代表者のみ						
15,000	10年	0.88	あり	担 保：不要				令和3年8月2日に廃止
	(1)	保証人：法人代表者のみ						
280,000	10年	1.15	あり	担 保：必要に応じ				
	(1)	保証人：原則法人代表者のみ						
35,000	10年	0.88	あり	担 保：不要		県	(0.18%)	
	(1)	保証人：原則法人代表者のみ						
25,000	10年	0.88	あり	担 保：不要		県	(全額)	
	(1)	保証人：原則法人代表者のみ						
10,000	10年	1.90~0.45	あり	担 保：必要に応じ			市	
	(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ						
5,000	10年	0.88 又は0.76	あり	担 保：不要			市	
	(1)(2)	保証人：不要						
10,000~20,000	10年	0.88	あり	担 保：不要			市	秋田市ほか 16制度
	(1)	保証人：原則法人代表者のみ						
200,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり	担 保：流動資産				
	(1)	保証人：法人代表者のみ						
100,000 (80%の割合保証)	1年	0.68	あり	担 保：流動資産				
	(1)	保証人：法人代表者のみ						
280,000	10年	1.07	あり	担 保：必要に応じ				
	15年		(1)(2)	保証人：原則法人代表者のみ				
200,000	10年	2.20	あり	担 保：必要に応じ				
	(1)	保証人：原則法人代表者のみ						
280,000 組合	3年	1.76	あり	担 保：必要に応じ				
480,000 (80%の割合保証)			(1)	保証人：原則法人代表者のみ				

種類 (制度名)	対象	資金使途	
事業再生	事業再生計画実施関連保証	認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、認定支援機関の支援のもと事業再生を行う中小企業者	運転・設備
	秋田県再建企業特別融資保証 事業再生資金	法的な再建手続を行う中小企業者であって、事業の再建に合理的な見通しが認められるもの	運転
	〃 再起支援資金	産業競争力強化法に定める再挑戦者	運転・設備
一括支払	一括支払契約保証制度	一括決済方式による資金調達を行う中小企業者	運転
予約	予約保証制度	業歴等国の定める一定の要件に合致する中小企業者	運転・設備
小口	無担保無保証人小口資金保証制度	特別小口保険の要件を具備する小規模企業者	運転・設備
	小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①小規模事業振興資金	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者	運転・設備
	〃 ②小規模事業振興資金ICT導入支援枠	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の小規模企業者のうち、支援機関の指導を受け、ICTの導入や利活用を図ろうとするもの	運転・設備
	秋田県小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
	市町村中小企業振興資金保証制度	当該市町村で1年以上の営業実績があり市町村民税を完納している中小企業者	運転・設備
	市町村小口零細企業保証制度	従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)で、保証付融資残高の合計が20,000千円以内となる小規模企業者	運転・設備
設備	秋田市中小企業振興資金保証制度 設備近代化資金	店舗近代化を行う中小企業者	設備
	〃 商店街空き店舗等利用資金	空店舗の活用を行う中小企業者	設備
	〃 商業施設整備資金	共同施設設置事業等を行う組合等	設備
	大館市中小企業機械類設備資金融資保証制度	大館市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備
	由利本荘市中小企業振興資金特例保証制度	由利本荘市で1年以上事業を営み、市税を完納している中小企業者	設備
長期	長期経営資金保証制度	業歴3年以上、与信取引1年以上、最近2年間の決算で利益計上、債務超過でない等の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	長期安定資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	秋田県中小企業振興資金融資保証制度 ①一般資金固定金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	〃 ②一般資金変動金利型	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転・設備
	〃 ③一般資金働き方改革支援枠固定金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)のいずれかを取得している中小企業者	運転・設備
	〃 ④一般資金働き方改革支援枠変動金利型	県内で1年以上事業を営んでおり、健康経営優良法人(経済産業省認定)、ユースエール、えるぼし、くるみん、プラチナくるみん、(いずれも厚生労働省認定)のいずれかを取得している中小企業者	運転・設備
	経営相談付長期設備資金保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者であって、専門家による経営相談を受けられる者	運転・設備
季節	季節資金保証制度	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転
その他	中小企業経営革新支援保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備
	経営力向上関連保証制度	中小企業等経営強化法の要件を具備する特定事業者	運転・設備
	中心市街地活性化関連保証制度 中心市街地商業等活性化関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
	〃 中心市街地商業等活性化支援関連保証	中心市街地整備改善活性化法の要件を具備する特定会社、公益法人	運転・設備
	秋田市中心市街地出店促進資金保証 設備近代化資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内に出店、又は同区域内の店舗を新築若しくは改築する県内中小企業者	設備
〃 空き店舗利用資金	秋田市中心市街地活性化基本計画の区域内の空き店舗を利用して出店する県内中小企業者	設備	

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考 その他
			割引料率 の適用		借入金	損失補償	補給金 保証料 保険料	
280,000 組合 480,000	15年	0.80 又は1.0	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	一括返済の場合 15年 1年	0.80～1.20	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			連合会	
280,000 組合 480,000	一括返済の場合 15年 1年	0.80～1.20	なし	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		一部県	連合会	
100,000	1年	2.20	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	一部県 (1.20%超の部分)	
35,000	10年	0.88	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ		県	一部県 (0.18%)	
1,000,000 (70%の割合保証)	1年	2.20～0.50	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：不要				
一般 20,000 小口 5,000	一般 5年 小口 10年	1.90～0.60 2.20～0.70	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
20,000	7年	0.88	あり (1)	担 保：不要 保証人：不要				
20,000	10年	2.20～0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ				
20,000 (②と合算)	運転 7年 設備 10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (0.45又は0.50%超の部分)	
20,000 (①と合算)	運転 7年 設備 10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (0.45又は0.50%超の部分)	
20,000	運転 7年 設備 10年	2.20～0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (0.50%超の部分)	
5,000～30,000	5年～15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		1町	市町村	秋田市ほか 24制度
5,000～20,000	5年～10年	2.20～0.50	あり (1)(2)	担 保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ			市町村	秋田市ほか 20制度
50,000 組合 100,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
50,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
組合 500,000	15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
5,000	5年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
10,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
200,000	運転 5～15年 設備 5～20年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
135,000 組合 255,000	3年以上	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
100,000 (②、③、④と合算)	運転 7年 設備 10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
100,000 (①、③、④と合算)	運転 10年 設備 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
100,000 (①、②、④と合算)	運転 10年 設備 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
100,000 (①、②、④と合算)	運転 10年 設備 15年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			一部県 (最大0.30%)	
20,000～280,000	20年	1.80～0.35 又は0.78	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
30,000	1年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
880,000 組合 1,680,000	運転 5年 設備 7年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ				
880,000 組合 1,680,000	運転 5年 設備 7年	1.23～0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ				
280,000 組合 480,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
560,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
50,000 組合 100,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
50,000	10年	1.90～0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	

種 類 (制 度 名)	対 象	資金使途
そ 借換保証制度	景気対応緊急保証等を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備
	景気対応緊急保証等を一般保証により借換するもの	運転・設備
	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を経営安定関連保証により借換するもの	運転・設備
	経営安定関連保証、中小企業金融安定化特別保証を一般保証により借換するもの	運転・設備
	返済条件の緩和を行っている保証付き借入金の全部または一部について借換えるもの	運転・設備
周辺地域整備関連保証制度	発電用施設周辺整備法の要件を具備する中小企業者	運転・設備
情報処理支援関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備
流通業務総合効率化関連特例保証制度	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の要件を具備する中小企業者	運転・設備
特定信用状関連保証制度	産業競争力強化法に定める特定信用状を発行する中小企業者	運転
技術等情報漏えい防止措置関連保証制度	産業競争力強化法の規定に基づき技術等情報漏えい防止措置認証業務を行うものとして、主務大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備
商店街活性化促進事業関連保証制度	商店街活性化促進事業の実施に関する計画に記載された事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとするものとして市町村の長の認定を受けた中小企業者	運転・設備
新技術等実証関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備
革新的データ産業活用関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備
先端設備等導入関連保証制度	生産性向上特別措置法の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき主務大臣の認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うための措置を行う中小企業者	運転・設備
事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
特定連携事業継続力強化関連保証制度	中小企業等経営強化法の規定に基づき事業継続力強化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた大企業	運転・設備
情報処理システム運用・管理関連保証制度	情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証制度	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第7条第1項又は第9条第1項の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた計画に従ってシステムの開発供給及び導入を行おうとする中小企業者	運転・設備
地域経済牽引事業関連保証制度	県知事の承認を受けた地域牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うための措置を行う特定事業者	運転・設備
地域経済牽引支援関連保証制度	経済産業大臣の承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人、一般社団法人であって中小企業信用保険法上の中小企業者と認められるもの	運転・設備
農工商等連携関連保証制度 農工商等連携事業関連保証	認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を実施する中小企業者	運転・設備
他 " 農工商等連携支援事業関連保証	認定農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を実施する公益法人	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考				
		割引料率 の適用	あり (1)		借入金	損失補償	補給金		その他
保証料	保険料								
280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000	10年	2.20~0.50 又は 1.90~0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中 小企業者に不利にならないもの)					
一般保証の枠内	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 セーフティ6号認定の場合 380,000 組合 480,000	10年	2.20~0.50 又は 1.90~0.45	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ (既往借換のみの場合、既往分に比し中 小企業者に不利にならないもの)					
一般保証の枠内	(概ね) 運転 10年 設備 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
一般保証の枠内	15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
300,000 組合 600,000	10年	1.35 又は1.07	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	1.35 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：必要に応じ					
200,000 (80%の割合保証)	1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	10年	1.07	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					令和3年6月16日に廃止
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					令和3年6月16日に廃止
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 480,000	10年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000 組合 400,000	15年	0.88 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	15年	1.07	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
880,000 組合 1,280,000	運転 5年 設備 7年	1.07~0.68	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
280,000	運転 5年 設備 7年	1.07	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					

種 類 (制 度 名)	対 象	資金使途	
そ	秋田市中小企業振興資金保証制度 農商工連携促進資金	農林漁業者と連携し、新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	秋田市中小企業振興資金保証制度 新商品等開発資金	新商品開発、商品化をしようとする中小企業者	運転・設備
	中小企業承継事業再生関連保証制度	産業活力再生特別措置法に定める中小企業者	運転・設備
	経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法の規定による第12条第1項第1号イ又は同条同項第2号イ経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(認定中小企業者)の代表者	運転・設備
	経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロ又は同項第2号ロの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転・設備
	特定経営承継準備関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人	運転・設備
	事業承継特別保証制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
	秋田県経営承継借換関連保証制度	中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転
の	商工貯蓄共済融資特別保証制度	商工貯蓄共済の加入者	運転・設備
	秋田県事業承継資金融資保証制度	事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行うもの	運転・設備
	秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』制度	次のいずれかの要件を満たし、かつ一定の財務要件を具備する中小企業者 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する企業 ②令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年を経過していない企業	運転・設備
	財務要件型無保証人保証制度	一定の財務要件を満たす中小企業者	運転・設備
	事業承継サポート保証制度	事業承継計画に基づき、承継対象となる事業会社の株式を取得することを目的として設立された、一定の要件を満たす新たな持株会社	運転・設備
	自主廃業支援保証制度	現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者	運転・設備
	商店街活性化事業関連保証	商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員たる中小企業者	運転・設備
		商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行う一般社団法人等中小企業者とみなされるもの	運転・設備
	秋田県中小企業アグリサポート資金融資保証制度	農林漁業分野に進出しているか、その計画を有する中小企業者	運転・設備
	東日本大震災復興緊急保証制度	平成23年東北地方太平洋沖地震により損害を受けたことなどについて、市町村等の証明を受けた中小企業者	運転・設備
中小企業特定社債保証制度	純資産額等の一定の要件を具備する中小企業者	運転・設備	
追認保証	県内で1年以上事業を営む中小企業者	運転	
他	継続型短期融資保証 通常型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主	運転・設備
	継続型短期融資保証 SDGs型	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者 ①申込金融機関からのプロパー借入があるもの ②直近決算において経常利益を計上している法人または直近確定申告における申告所得金額が200万円以上の個人事業主 ③持続可能な開発目標(SDGs)に賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行うまたは行おうとする者	運転・設備

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備			考
		割引料率 の適用			借入金	損失補償	補給金	
				保証料			保険料	
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
30,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ			市	
280,000 組合 480,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則認定中小企業者のみ				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ 又は他の中小企業者(会社のみ)				
280,000	運転 設備 10年 15年	1.15	あり (2)	担保：必要に応じ 保証人：原則他の中小企業者(会社のみ)				
280,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徴収しない				経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
280,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徴収しない				経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
200,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徴収しない		一部県	一部県 (最大1.30%)	経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし
20,000	運転 設備 5年 7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
50,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	一部県 (0.60又は0.70%超の部分)	
200,000	一括返済の場合 10年 1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：徴収しない		県	一部県 (0.60%超の部分)	経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は保証料率1.15~0.20、割引料率の適用なし、全額県が保証料補給
280,000 組合 480,000	一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：不要とする				
280,000	15年	1.15	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
30,000	1年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000 組合 480,000	10年	0.76	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
280,000	10年	1.07	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
25,000 (80%の割合保証)	10年	0.88	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ		県	県 (0.28%)	
280,000 組合 480,000	10年	0.70	あり (1)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
450,000 (80%の割合保証)	7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：2億円超必要 保証人：不要				
12,500	7年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担保：原則不要 保証人：原則法人代表者のみ				
1,000~50,000	1年	1.80~0.30	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				
1,000~50,000	1年	1.75~0.30	あり (1)(2)	担保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ				

種 類 (制 度 名)		対 象	資金使途
そ の	税理士推薦特別保証制度	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結し、月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す県内の中小企業者	運転・設備
	下請振興関連保証制度	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	運転・設備
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証制度	下請中小企業振興法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者で、下請け中小企業取引機会創出事業を実施する者	運転・設備
他	小規模事業者支援関連保証制度	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する認定発達支援計画等に係る事業を実施する一般社団法人等	運転・設備
	根保証	県内で事業を営む中小企業者で原則として1年以上引続き同一事業を経営しているもの	運転

※ 保証料率については、貸付金額に対する保証料率を記載。なお、経営安定関連特例を利用する際の保証料率は0.88%、但し、小口零細企業保証
 ※ 「割引料率の適用」欄については、割引の有無を記載。また、割引内容については「(6)業務内容 ロ 保証料率等」欄の定性要因割引に係る項目

保証限度額 (千円)	保証期間	保証料率(年率%)		担保又は 保証人の徴求	備 考				
		割引料率 の適用	あり (1)(2)		借入金	損失補償	補給金		その他
保証料	保険料								
20,000	10年	1.90~0.45	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
480,000 組合 680,000	運転 5年 設備 7年	0.76 又は0.88	あり (1)	担 保：8,000万超は有担保 (流動資産担保保証の場合は流動資産) 保証人：法人代表者のみ					流動資産担保融資 保証を利用する場合 は保証料率0.56
580,000 組合 1,080,000	10年	1.07 又は0.76	あり (1)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					特別小口保険を利用 する場合は保証 料率0.88
280,000	10年	1.15	あり (2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					
80,000 組合 150,000	3年	1.90~0.39	あり (1)(2)	担 保：必要に応じ 保証人：原則法人代表者のみ					

制度(自治体制度含)を除く5号、7号、8号認定案件については0.76%。
番号を記載。

ロ 保証料率等

(単位：年率%)

区 分	料 率	特 別		平 均	備 考
		最 高	最 低		
保 証 料	責任共有保証料率:1.90%~0.45% (責任共有特殊保証料率:1.62%~0.39%) 責任共有外保証料率:2.20%~0.50% (責任共有外特殊保証料率:1.87%~0.43%) 但し、以下の定性要因により、割り引いた料率を適用。 (1)会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を当該中小企業者から受けた場合、0.1%を割り引いた料率を適用。 (2)担保の提供がある場合は、0.1%を割り引いた料率を適用。	2.20	0.19	0.92	
調 査 料					
延 滞 保 証 料	3.65	3.65	3.65		
損 害 金	14.0				平成18年9月1日から適用

(7) 信用保証業務の状況

イ 概 況

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
保 証 申 込	6,406	88,034
保 証 申 込 取 消	20	276
保 証 承 諾	6,369	86,727
保 証 後 取 消	25	268
償 還	6,766	76,440
保 証 債 務	31,656 (△91)	350,889 (15,390)
所 定 期 限 経 過 債 務	1 (△1)	5 (△1)
代 位 弁 済	190	1,821
回 収	9	80
求 償 権 償 却	110	1,308
求 償 権	123 (71)	584 (433)

(注) 保証債務、所定期限経過債務及び求償権における()内は、それぞれの前期末残高との比較増減を記載している。

ロ 保証承諾

(イ) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	8	197
地 方 銀 行	4,767	72,538
第二地方銀行協会加盟行	79	796
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	1,115	10,021
信 用 協 同 組 合	396	3,103
農 業 協 同 組 合	0	0
商工組合中央金庫	4	72
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	6,369	86,727

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

(口) 金額別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
100万円以下	833	657
100万円超 200万円以下	713	1,263
200万円超 300万円以下	847	2,450
300万円超 500万円以下	808	3,714
500万円超 1,000万円以下	1,095	9,476
1,000万円超 1,500万円以下	347	4,761
1,500万円超 2,000万円以下	569	11,127
2,000万円超 3,000万円以下	428	12,157
3,000万円超 5,000万円以下	439	18,868
5,000万円超 6,000万円以下	64	3,775
6,000万円超 7,000万円以下	28	1,907
7,000万円超 8,000万円以下	185	14,764
8,000万円超 10,000万円以下	4	391
10,000万円超 20,000万円以下	9	1,417
20,000万円超 30,000万円以下	0	0
30,000万円超 40,000万円以下	0	0
40,000万円超 50,000万円以下	0	0
50,000万円超	0	0
計	6,369	86,727

(ハ) 期間別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
3月以内	122	1,099
3月超 6月以内	215	3,021
6月超 1年以内	501	7,762
1年超 2年以内	1,096	5,256
2年超 3年以内	302	3,188
3年超 4年以内	82	672
4年超 5年以内	584	4,484
5年超 7年以内	581	5,041
7年超 10年以内	2,829	54,142
10年超	57	2,062
計	6,369	86,727

(二) 資金使途別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
設 備 資 金	626	5,290
運 転 資 金	5,743	81,437
そ の 他	0	0
計	6,369	86,727

(ホ) 保証種類別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	85	1,888
特 別 保 証		
災 害	0	0
経 営 安 定 関 連	2,512	49,862
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	859	11,312
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	1	13
当 座 貸 越	106	2,676
カ ー ド ロ ー ン	1,032	3,109
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	184	962
流 動 資 産 担 保 融 資	26	827
事 業 再 生	4	152
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	4	141
小 口	1,094	6,939
設 備	12	69
長 期	195	3,355
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	1	3
そ の 他	254	5,419
計	6,284	84,839
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	6,369	86,727
追 認	0	0
根 保 証	2	60

(へ) 本所、支所別保証承諾

(単位：百万円)

区 分	件 数	金 額	
本 所	2,435	34,157	
支 所	大 館 支 所	878	12,676
	能 代 支 所	491	7,635
	本 荘 支 所	693	6,866
	大 曲 支 所	798	9,816
	横手・湯沢支所	1,074	15,577
	計	3,934	52,570
合 計	6,369	86,727	

ハ 代 位 弁 済

(イ) 保証承諾年度別代位弁済

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
3 年 度	6	27,251
2 年 度	87	1,003,296
元 年 度	25	179,727
3 0 年 度	14	86,142
2 9 年 度	13	95,600
2 8 年 度	9	85,485
2 7 年度以前	36	343,101
計	190	1,820,602

(ロ) 金融機関別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
都 市 銀 行	1	13,921
地 方 銀 行	146	1,546,725
第二地方銀行協会加盟行	0	0
信 託 銀 行	0	0
長 期 信 用 銀 行	0	0
信 用 金 庫	23	119,938
信 用 協 同 組 合	19	136,347
農 業 協 同 組 合	0	0
商工組合中央金庫	1	3,671
日本政策金融公庫	0	0
労 働 金 庫	0	0
生 命 保 険 会 社	0	0
損 害 保 険 会 社	0	0
そ の 他	0	0
計	190	1,820,602

(注) 信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び労働金庫には、それぞれの連合会を含む。

(ハ) 保証種類別代位弁済

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
普 通 保 証	1	3,671
特 別 保 証		
災 害	4	54,365
経 営 安 定 関 連	41	490,640
公 害 防 止	0	0
危 機 関 連	49	541,413
海 外 投 資	0	0
輸 出 関 連	0	0
事 業 転 換	0	0
国 際 経 済	0	0
体 質 強 化	0	0
特 定 地 域	0	0
新 事 業 開 拓	0	0
省 エ ネ	0	0
当 座 貸 越	0	0
カ ー ド ロ ー ン	14	30,543
労 働 力 確 保	0	0
小 売 商 業	0	0
中 堅 企 業	0	0
創 業 等	1	1,445
流 動 資 産 担 保 融 資	0	0
事 業 再 生	0	0
一 括 支 払 契 約	0	0
予 約	0	0
経 営 力 強 化	0	0
小 口	32	161,034
設 備	0	0
長 期	21	255,195
輸 出	0	0
季 節	0	0
手 形 割 引	0	0
そ の 他	27	282,295
計	189	1,816,931
社 債 引 受 保 証	0	0
合 計	190	1,820,602
追 認	0	0
根 保 証	0	0

二 回 収

(イ) 保証承諾年度別回収

(単位：千円)

区 分 保証承諾年度	件 数	金 額
3 年 度	0	0
2 年 度	2	26,065
元 年 度	1	23,674
30 年 度	2	56,881
29 年 度	0	33,975
28 年 度	1	28,471
27 年 度	1	28,903
26 年 度	4	27,722
25 年 度	2	13,595
24 年 度	0	11,890
23 年度以前	55	493,899
計	68	745,075

(口) 代位弁済年度別回収

(単位：千円)

区 分 代位弁済年度	件 数	金 額
3 年 度	4	67,481
2 年 度	8	94,432
元 年 度	2	52,609
3 0 年 度	1	60,938
2 9 年 度	5	30,348
2 8 年 度	5	38,768
2 7 年 度	0	58,602
2 6 年 度 以 前	43	341,897
計	68	745,075

(8) 債権譲受業務の状況

(単位:千円)

区 分	件 数	金 額
譲 受 債 権	0	0
回 収	0	0
譲 受 債 権 償 却	0	0
譲 受 債 権 残 高	0	0

(9) ファンド出資業務の状況

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田再生可能エネルギー投資事業有限責任組合
組 成 総 額	210,000
出 資 額	5,000

(単位:千円)

フ ァ ン ド 名	秋田市中心小企業振興投資事業有限責任組合
組 成 総 額	300,000
出 資 額	4,000

2. 収支計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
経常収入	3,670,895,213
保 証 料	3,116,490,942
預 け 金 利 息	5,801,778
有 価 証 券 ・ 配 当 金	234,893,677
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	2,371,189
損 害 金	22,092,395
事 務 補 助 金	5,896,067
責 任 共 有 負 担 金	271,016,000
雑 収 入	12,333,165
経常支出	2,245,283,777
業 務 費	768,438,773
役 職 員 給 与	406,321,320
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	33,343,437
そ の 他 人 件 費	76,312,606
旅 費	2,797,180
事 務 費	148,372,906
賃 借 料	11,171,988
動 産 ・ 不 動 産 償 却	22,019,296
信 用 調 査 費	2,849,102
債 権 管 理 費	37,664,710
指 導 普 及 費	7,869,720
負 担 金	19,716,508
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,420,189,530
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	54,574,079
雑 支 出	2,081,395
経常収支差額	1,425,611,436
経常外収入	3,362,745,907
償 却 求 償 権 回 収 金	113,718,428
責 任 準 備 金 戻 入	2,013,793,248
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	49,885,892
求 償 権 補 て ん 金 戻 入	1,185,308,339
保 険 金	1,116,213,040
損 失 補 償 補 て ん 金	69,095,299
補 助 金	0
そ の 他 収 入	40,000
経常外支出	3,612,804,719
求 償 権 償 却	1,305,900,362
譲 受 債 権 償 却	0
有 価 証 券 償 却	0
雑 勘 定 償 却	900,000
退 職 金	1,325,620
責 任 準 備 金 繰 入	2,106,027,728
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	192,373,297
そ の 他 支 出	6,277,712
経常外収支差額	-250,058,812
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	1,175,552,624
収支差額変動準備金繰入額	587,000,000
基本財産繰入額	588,552,624

3. 貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	18,488,147,477
現金	0	基金	10,847,936,681
小切手	0	基金準備金	7,640,210,796
預け金	11,090,556,743	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	5,378,397,216
普通預金	201,169,488	責任準備金	2,106,027,728
通知預金	0	求償権償却準備金	192,373,297
定期預金	10,880,000,000	退職給与引当金	449,743,073
郵便貯金	9,387,255	損失補償金	3,871,941,940
金銭信託	0	保証債務	350,888,961,676
有価証券	22,629,352,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	10,297,450,000	損失補償補てん金	0
社債	12,328,902,000	借入金	0
株式	3,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	（うち 日本政策金融公庫分）	0
その他の有価証券	6,977,636	短期借入金	0
新株予約権	0	（うち 日本政策金融公庫分）	0
ファンド出資	6,977,636	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	345,199,913	雑勘定	8,826,975,074
事業用不動産	304,726,072	仮受金	3,712,634
事業用動産	40,473,841	保険納付金	51,800,010
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	11,999,777
損失補償金見返	3,871,941,940	未経過保証料	8,754,915,710
保証債務見返	350,888,961,676	未払保険料	2,975,573
求償権	584,025,022	未払費用	1,571,370
譲受債権	0		
雑勘定	785,552,551		
仮払金	429,435		
保証金	0		
厚生基金	94,085,000		
連合会勘定	0		
未収利息	46,014,630		
未経過保険料	645,023,486		
合計	390,202,567,481	合計	390,202,567,481

4. 財産目録（令和4年3月31日現在）

（単位：円）

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	2,106,027,728
預 け 金	11,090,556,743	求 償 権 償 却 準 備 金	192,373,297
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	449,743,073
有 価 証 券	22,629,352,000	損 失 補 償 金	3,871,941,940
そ の 他 有 価 証 券	6,977,636	保 証 債 務	350,888,961,676
動 産 ・ 不 動 産	345,199,913	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	3,871,941,940	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	350,888,961,676	雑 勘 定	8,826,975,074
求 償 権	584,025,022		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	785,552,551		
合 計	390,202,567,481	合 計	366,336,022,788
		正 味 財 産	23,866,544,693

